

差し替え訂正箇所（第3次高知市生活排水対策推進計画（案）と概要版）

ページ	箇所	項目	変更前	変更後
2	1	2 関係法令と計画の位置づけ	「生活排水対策推進計画の策定に際しては、生活排水対策の推進に関する他の計画との整合性が図られるように留意されているものとされている。」	「生活排水対策推進計画の策定に際しては、生活排水対策の推進に関する他の計画との整合性が図られるように留意 <u>することとされている。</u> 」
10, 36, 37, 41 概要版	－	江ノ口川の表記について	「江の口川」	「江ノ口川」
7	8	河川延長及び流域面積の修正	流路延長 11.7km, 流域面積 39.97km ²	流路延長 14.3 流域面積 39.77km ²
8	7	河川延長及び流域面積の修正	流路延長 10.45km	流路延長 13.9km
11	－	海域の環境基準達成状況（リン）	表の中の「暫定」の文字が2行になっている。	文字の大きさ統一
15	1	高知市の主な生活排水処理形態	高知市の主な生活排水処理形態（春野合併後） ・公共下水道・合併浄化槽・みなし浄化槽（単独浄化槽）・し尿汲み取り・団地下水道（市管理）・農業集落排水・コミュニティ・プラント	高知市の主な生活排水処理形態（春野合併後） ・公共下水道・合併 <u>処理</u> 浄化槽・みなし浄化槽（単独 <u>処理</u> 浄化槽）・し尿汲み取り・団地下水道（市管理）・農業集落排水 <u>施設</u> ・コミュニティ・プラント
16	2	生活排水処理施設の処理人口	「・・・対し、農業集落排水とコミュニティ・プラントは	「・・・対し、農業集落排水 <u>施設</u> とコミュニティ・プラントは」
27	上 枠 内	2 関連計画（浦戸湾流総計画）の動向	上段枠内⇒今回流総⇒「→高度処理を二次処理に転換していく方針とした。」	「計画年度（令和27年度）における処理方式について、高度処理を二次処理に転換していく方針とした。」
30	8	脱炭素社会への貢献	「令和32年（2050）年」	「令和32（2050）年」

ページ	箇所	項目	変更前	変更後
33	19	汚濁負荷量の算出	「■汚水原単位と排水負荷量」⇒「なお、負荷量算定にあたっては、下水処理場の処理水質が浦戸湾流総計画の計画処理水質と整合するように以下の通りと想定した。」	※R19 年水質は 2 次処理相当と想定（浦戸湾流総計画における水質設定がないため）を追記
34	4	汚濁負荷量の算出	「ただし、浦戸湾流総計画上では下水道の処理レベルを段階的に緩めていく方針としており、令和 9（2027）年度までは運転管理目標値を設定して運用、以降は 2 次処理レベルでの運用を行っていくこととしているため、特に T-N、T-P については、令和 3（2021）年度の現況と比較して生活排水に係る排出負荷量は増加することとなる。このため、負荷量の推移だけでなく汚濁解析結果と合わせて公共用水域の水質の推移を確認することが必要である。」	「ただし、浦戸湾流総計画上では公共水域のモニタリングを継続しつつ下水道の処理レベルを段階的に <u>緩和し</u> ていく方針としており、令和 9（2027）年度までは運転管理目標値を <u>設定し</u> 、 <u>令和 27 年度までには</u> 2 次処理レベルでの運用を行っていくこととしている。 <u>本市が実施した排水負荷量の算定（推計）では</u> 、特に T-N、T-P については、令和 3（2021）年度の現況と比較して <u>一時的に</u> 生活排水に係る排出負荷量は増加する結果と <u>なった</u> 。このため、負荷量の推移だけでなく汚濁解析結果と合わせて公共用水域の水質の推移を確認することが必要である。」
43	-	【施策 2】生活排水処理に関する啓発 ◆下水道区域以外における啓発活動	「省エネ性能の高い環境配慮型浄化槽を推進し、単独浄化槽や汲み取りからの転換」	「省エネ性能の高い環境配慮型浄化槽を推進し、単独 <u>処理</u> 浄化槽や汲み取りからの転換」
44	6	【施策 3】脱炭素社会に向けての取組み	「令和 12 年度(2030)年度 43%削減」	「令和 12(2030)年度（に） 43%削減」
44	22	【施策 3】脱炭素社会に向けての取組み ◆浄化槽事業における取組み	「汲み取り及び単独処理浄化槽から」	「単独処理浄化槽及び汲み取り」
52	6	浄化槽の種別	「窒素リン型は、設備費用が…」	「窒素リン <u>除去</u> 型は、設備費用が…」

ページ	箇所	項目	変更前	変更後
55	3	7 環境基準	75%値（測定データを小さい順に並べ 75 番目に当たる値）	75%値（各年度の測定データを小さい順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は全データ数）のデータ値（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。））
56	2	15 個別処理区域	14 の個別処理と説明が同じ。	文末を「処理を行う区域」に変更

騒音，振動及び悪臭規制区域の見直し

スライド		項目	変更前	変更後
14～18	3	ヘクタール	ヘクタールのみ	ヘクタールを平方メートルに換算した値を追記